

特殊詐欺対策装置購入費の一部を補助します



ちょっと待って!!

その電話 詐欺かもしれません

【特殊詐欺とは】

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を特殊詐欺といいます

対象者

市内在住の申請年度末時点で65歳以上の高齢者またはその世帯の構成員

補助金額

購入費用の2分の1

※上限7,000円(100円未満切り捨て)

※1世帯につき1台かつ1回限り

対象となる特殊詐欺対策装置

① 通話録音装置

固定電話に接続して使用する機器であって、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝え、通話内容を録音する機能を有する機器

② 着信拒否装置

固定電話に接続して使用する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信の拒否又は通知を行う機能を有する機器

③ ①または②の機能が内蔵された固定電話機

※補助対象機種がわからない場合、全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品」を参考にしてください

必要書類

① 補助金交付申請書

② 補助金交付請求書

③ 領収証の写し(申請者の氏名、購入金額、購入日、メーカー・品名及び品番、購入店の記載があるもの)

④ カatalog、説明書等の写し(購入装置の性能が分かるもの)

⑤ 運転免許証、健康保険証等(65歳以上の高齢者の年齢が確認できる公的な証明書)

※①及び②の様式については、市ホームページからも入手可能です



【全国防犯協会連合会】

◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎0566-95-9873